

## 水道料金等制度の見直し内容への主な意見とその対応について

水道料金等の制度見直しの考え方や料金の設定について、審議会からのご意見のうち、今後、上下水道局において対応していく必要があるものを対象に、令和2年2月開催予定の本市議会へ報告させていただく予定です。

下表は、前回、第1回審議会でのご意見とその対応です。

	主な意見（要旨）	対 応
1	原価計算における資産維持率（※）について、料金算定要領では3%を標準としているが、現行の料金水準に見合う値として2%で計算している。水道を安全、安定的に供給していくためには、水道資産を適正に維持管理していくことが重要である。適正な資産の維持管理のために、2%とした場合、昨年度策定した水道施設整備基本計画との整合性は図られるのか。	今回の制度見直しは、現行の料金水準が大きく変わらないよう、原価計算における資産維持率は2%とします。令和5年度に予定している水道事業経営戦略の収支計画及び水道施設整備基本計画の見直しにおいて、資産維持費に影響する施設の更新基準年数を精査したうえで、安全・安心な水道事業を持続していくための本市における適正な資産維持率を検証していきます。なお、今回の総括原価の算定期間である令和5年度までは、計画に定める事業を実施していくことが可能です。

### ※資産維持率について

総括原価には、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、将来にわたって事業を維持していくための施設の建設・改良等に必要経費を資産維持費として含みます。この資産維持費は、維持していくべき対象の償却資産に率を乗じて求めるもので、この率を資産維持率としています。日本水道協会が示す水道料金算定要領では、資産維持率は3%を標準とし、各水道事業者の創設時期や施設の更新状況を勘案して決定するものとしています。

資産維持費＝対象資産×資産維持率